

商品概要説明書

(平成30年9月3日現在)

項 目	内 容
商品名	・ 後見制度支援預金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、組合員および組合員となる資格を有する方。 ・ 家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける 又は 受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方。 ※本商品は、被後見人名義での預金について、後見人の手続により取扱います。
期 間	・ 定めはありません。
預 入	
(1) 預入方法	・ 家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。 口座開設および入金の際、「指示書」が必要となります。
(2) 預入金額	・ 1円以上
(3) 預入単位	・ 1円
払戻方法	家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。
利 息	
(1) 適用金利	・ 毎日、店頭に表示する普通預金金利を適用します。(変動金利)
(2) 利払頻度	・ 年2回(2月、8月)、当組合所定の日に元金に組入れます。
(3) 計算方法	・ 毎日の最終残高(証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます)100円以上について付利単位を100円とし、1年を365日として日割で計算します。
手数料	—
付加できる特約	・ この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、一定の日に、同一名義の普通預金との間で資金を自動的に振替える「スウィングサービス」の取扱ができます。
中途解約時の取扱い	—
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります。
金利情報	・ 金利は店頭の金利情報または窓口にてご確認ください。

商品概要説明書

(平成30年9月3日現在)

項 目	内 容
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・ 紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話: 025-222-5533) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話: 03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話: 03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停: 東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 電 話 : 025-247-7433 住 所 : 〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28(信用組合会館2階) 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『後見制度支援預金規定』によりお取扱いいたします。 ・ 後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、当組合が認める場合に限りです。 ・ 次の取扱はできません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 給与・年金・配当金の振込口座としてのご利用 ● 「非課税貯蓄申告制度(マル優)」のご利用 ● 総合口座のご利用 ● インターネットバンキング等の各種付帯サービスのご利用 ● キャッシュカードのご利用
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。



新潟県信用組合

後見制度支援預金